

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 5 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの

1件

厚生年金保険関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500419 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600006 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社) における昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 51 年 8 月から昭和 52 年 9 月までの標準報酬月額については、20 万円から 22 万円とする。

昭和 51 年 8 月から昭和 52 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から昭和 52 年 10 月 1 日まで

請求期間当時加入していた厚生年金基金からの連絡により、A社における請求期間に係る標準報酬月額が、国の記録と相違していることが判明した。請求期間の標準報酬月額を厚生年金基金と同額の記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (昭和 51 年法律第 63 号) の施行により、昭和 51 年 8 月から標準報酬月額の最高等級の引き上げ等が行われ、これに伴い、該当者については、社会保険事務所 (当時) が把握する報酬月額に基づき標準報酬月額の改定を社会保険事務所が職権で行うこととされているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当該法律改正直前の定時決定 (昭和 50 年 10 月 1 日) である 20 万円 (当時の最高等級) のまま決定されている。

しかしながら、A社が加入するC厚生年金基金から提出された請求者に係る異動記録マスタによると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、上記法律改正を事由として 20 万円から 22 万円に改定されており、昭和 51 年の定時決定に係る標準報酬月額も同額で決定されていることが確認できる。

また、B社の担当者は、請求期間当時の厚生年金保険に係る届出書と厚生年金基金に係る届出書は複写式であったと思ふ旨陳述しており、C厚生年金基金の担当者は、社会保険事務所及び当基金に係る算定基礎届の様式は複写式であった旨陳述していることから、事業主は、昭和

50年10月1日及び昭和51年10月1日の定時決定に際し、当該厚生年金基金と社会保険事務所に同一内容の届出書を提出したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当該厚生年金基金に届け出た標準報酬月額と同額と認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、22万円に訂正することが必要である。